

平成28年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成28年7月5日（火）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

宇田川幸代，刑部郁夫，菊池正之，熊田裕子，見目明夫，高木光春，竹内民生，谷田隼也，松原和彦

2 事務局

河合明博（首席家庭裁判所調査官），登坂一敏（首席書記官），齋藤昌子（主任書記官），渡辺雅伸（事務局長），中村浩毅（事務局次長），萩原英子（総務課長），笠井昭典（総務課課長補佐）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（見目委員，谷田委員，竹内委員）

2 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名

(1) 委員長の選任

委員の互選により，竹内委員が委員長に選任された。

(2) 委員長職務代理者の指名

委員長により，見目委員が委員長職務代理者に指名された。

3 成年後見制度（各論）に関する意見交換等

(1) 市町村長の申立ての現状について

ア 事務局から，申立て件数及び関係機関と裁判所との協議等について，説明を行った。

イ 意見交換

(発言者：□委員長，○委員等，◇事務局)

- 宇都宮家裁管内の平成27年の後見開始申立件数と市町村長による申立件数は、どれくらいか。
- ◇ 正確な数値は持参していないが、宇都宮家裁管内の平成27年の後見開始申立ては約300件で、その14%が市町村長による申立てである。
- 宇都宮家裁管内の後見の申立てが少ないのは、県民性もあるのではないか。
- 宇都宮家裁管内において、親族が後見申立てを躊躇する、というふうには感じていない。
- 栃木県では、比較的子ども達が親の近くにおいて、ある程度親の様子がおかしいことが分かるので、市町村長が申立てをしなくてもいいという地域性があるのではないか。
- ご意見のように、各都道府県で見るとそれぞれ特徴があるかもしれない。市町村長の申立ては、昨年は増えているが、それ以前はもっと少なかった。後見制度を利用する必要がある方について、利用がされていないというようなことがあれば問題であり、適正な制度運用のために家庭裁判所としても、関係機関と協議するなど、いろいろな活動をし、また、市町村の方でも対策を取っていただいていると思う。もっとこういった働きかけをすべきだというようなご意見をお伺いしたい。
- 市町村長の申立てについて、後見制度を利用する必要がある方がいるという情報は、どういうルートで吸い上げられて申立てにつながっているのか。実効的な広報活動のためには、それを把握する必要があると思うが、家庭裁判所ではどこまで把握しているか。
- ◇ 市町村長が申し立てた事案から見ると、地域包括支援センターや病院のケアマネージャー、ソーシャルワーカーなど、判断能力が低下する前から見ている方が気付いて、市町村の担当部署に情報提供するなどしたという

ケースが多いように感じている。

- 民生委員からというケースはあるか。
- ◇ ないことはないと思うが、実際にそのようなケースを経験したことはない。
- 仕事柄、判断能力がなく後見制度を利用した方が良いと思う方に接することがあるが、実際には利用者は少ないと思われる。利用を勧めた方がいいのか。
- 後見制度は財産管理が主になるので、全く財産がない方にはあまりメリットがなく、ある程度財産があって必要な財産管理ができないという方が対象になってくると思う。
- 先日、お会いした方は、親に財産があり明らかに後見相当な状況であったが、後見申立て自体聞いたことがない、近所でも後見制度を使うという話は聞いたことがなく、「そういうときは、適当にはんこ押してやっってしまうよね。」ということで、かなり認識が不足していた。そういう方が相当いて、暗数がかなりあると思う。分からないまま適当にやっってしまうと、財産関係でとんでもない混乱を起こしたり、後で取り返しがつかなくなる可能性もある。そういうことを補う意味でも、市町村なども含め、PRなどを充実させ、いろいろな情報を発信していく必要があると思う。
- 市町村長の申立てでは、どういう方が後見人に選任されているのか。
- ◇ 一般的には専門職の方が多いと思うが、宇都宮市、日光市、鹿沼市などでは、市の社会福祉協議会が法人として後見人を受任するという活動を積極的に進めており、市町村と連絡を取りながら、後見申立て前から実際にケアを行ったりしている例が多く、社会福祉協議会の法人が後見人になるケースも多い。そのほかでは、本人に身寄りがなく、施設入所契約や介護保険サービスの利用など身上監護も大事な仕事となってくるので、社会福祉士の方が選任される割合が多い印象がある。

□ 市町村長の申立てについては、今後も推移を見ていく必要があると考えている。

(2) 成年後見人の監督及び不正行為とその防止について

ア 事務局から、不正行為の例、家庭裁判所の監督方法等の改善などについて、説明を行った。

イ 意見交換

○ 不正事案の発覚の端緒について、報告内容から横領が明らかな場合があるということであったが、どういった場合に、横領が明らかと判断できるのか。

◇ 多いのは自己申告によるケースである。裁判所から求める報告書の書式に「本人以外のために財産を使用したことがありますか」という項目があり、ここに自ら「本人以外の入院費として300万円借りました。」など記載されることがある。ほかには、被後見人の財産が大きく目減りしているのに、その理由が明らかでないということで、調査をする場合がある。

○ 報告内容について、通帳の写しなどの資料の添付は求めているか。

◇ 必ず添付してもらっている。

□ 大まかに言って、年間の収支を見て、提出された通帳写しの残高が1年前と大分変動しているのに、収支と合わない金額がかなり多い場合などを見ている。

○ 後見制度の利用者が増加していることに対応していくためには、裁判所の人員を増やすか、裁判所の事務を減らすことだと思うが、人員を増やすのが現実的に無理であれば、相談に来られる方を減らすために、後見人のマニュアルを作るとか、悩みを解決できるような団体を作るとか、審査機能を減らすために、審査事項を限定するとか、それが犯罪防止のために難しいのであれば、審査のマニュアルを作るとか、審査を抜き打

ちで行うなどしてはいかがか。

高齢化し、成年後見制度利用者が増えると、後見人をやる人がいなくなってしまうのではないかと心配になる。後見人を育成していく取組も並行してやっていないと、制度自体が破たんする可能性があるのではないかと危惧する。

また、成年後見人の報酬はどうなっているのか。

- 裁判所の人員を増やすことは難しい。監督のあり方を、昔のまま、すべての事件で同じように厳格な審査をしていると裁判所がパンクしてしまうので、メリハリをつけ、大きな損害の発生を未然に防止しようという方向への切り替えを図っている。成年後見人の報酬については、後見人が親族の場合でも専門職等の第三者の場合でも、一定程度付与されるものとなっている。
- 専門職後見人は、栃木県内では現在、人数としては司法書士の方が多いが、扱う金額的には弁護士の方が多いかもしれない。専門職後見人の必要性はあると思うが、将来的には、高齢者で認知症の方が増えてくることを考えると、制度自体考え直さなければならない時期が来るかなど思っている。裁判所も負担が大き過ぎるという話もあったが、そのとおりだと思う。基本は本人のための成年後見であって、本人のための財産管理、身上監護であるから、信託という制度がいいかどうかはあるが、できるだけ濫用を防ぎ、不正行為をされない形を整え、徐々に身上監護を重視するような制度にシフトしていくのがいいだろうという感じはしている。どういう手当していくのがいいか難しいところはあるが、単に専門職後見人を増やせばいいというだけの問題でもなさそうな気がする。

また、宇都宮家裁の後見人等の不正事例について、専門職後見人の割合はどれくらいか。

- ◇ 宇都宮家裁において、専門職後見人による不正事例が発覚した例はな

い。

- 相談の関係では，成年後見人になる方には，一応の説明を書いたものをお渡しして，その上で個々のご相談に応じていくが，それなりの負担にはなると思う。

従来の監督の仕方は，領収証を1つずつチェックするような方法であったが，それでは数が多く，本来監督すべきケースを見逃すことにもなりかねないので，メリハリをつけるようにした。決して，小さな不正は見逃すということではなく，後見事務を普通にやっても，収支がぴったり合わないケースも少なくないし，後見人の裁量もあるので，合理的な，かつ，実効性のある監督をするという趣旨で，今のような仕組みに変わってきたという面がある。

後見人の育成については，それぞれの機関でご努力いただいております，裁判所としてもお話があれば，ご説明にうかがったりしている。

今後とも，後見人の監督の問題は，さらに検討を続けなければならないと考える。不正があった場合には，場合によっては裁判所の責任が問われるケースもあり，裁判所としてきちんと対処しなければならないということは，重々心得ているところである。

宇都宮家裁でも告発したケースがあり，検察庁においてその後の手続をしていただいている。

(2) 後見制度支援信託について

ア DVD上映

最高裁判所作成のDVD「わかりやすい成年後見制度の手続」のうち，「後見制度支援信託とは？」編を上映した。

イ 事務局から説明を行った。

ウ 意見交換

- 後見制度支援信託を利用して金融機関に財産を預けた場合，利子は付

くのか。

- 配当金が若干付くが、後見制度支援信託の手数料が掛かる場合もある。手数料は、掛かる場合と掛からない場合があり、信託金が1000万円以上だと掛からない場合が多く、信託を利用してもらいたい方というのは、それなりの金額をお持ちの方ということにもなる。

後見人の不正を未然に防ぐ方法としては、裁判所による監督の見直しと、専門職を後見人なり後見監督人に就けること、それからこの後見制度支援信託の活用が、今のところメインとなっている。後見制度支援信託については、グラフでは伸びているがまだまだ少ない。利用していただくと、ご本人にとって安心できるところだが、実際にはあまり進まないということは、何かネックになっているところがあるのだと思われる。実際の手続を取る後見人にとってあまりメリットがないことが、あるかもしれない。実際、今やっている定期預金の方が利率がいいので、わざわざ移し替えたくないと言われたことがある。

- 後見制度支援信託を扱う金融機関は、全国で4つだけなのか。地銀はないのか。
- ◇ 全国で4つだけである。
- そもそも使うきっかけとなるようなルートが、この4つの金融機関に限られる。少なくともその地域で大きい銀行などにやってもらわないと、どう見ても利便性がない。
- ◇ 申込みなどは郵送でも可能であり、必ずしも近くに支店がなくても利用は可能である。
- また、最低受託額が1000万円という金融機関が2社あり、銀行の利益の問題もあろうが、これももう少し下げてもらわないと使いにくいと思う。
- 判断能力がなく、ある程度の財産がある方については、後見人を付け

の方がいいのか、また、本人が急に入院しなければならないような場合、後見人は医療に関する同意などはできないが、家族などの協力が得られない場合、病院としては、保証人がなければと言うと思うが、どうしたらよいものか、伺いたい。

- 判断能力がなく、ある程度の財産がある方について、何らか法的手続が必要になる場合には、後見制度を利用してきちんと手続するのが望ましい。
- 後見人は、契約関係の権限しかなく、具体的な医療行為について意見を述べる立場にはない。
- 身寄りのない一人暮らしの老人で、近所の人が、判断能力に問題があると気付いて市役所に相談に行き、施設に入所し、留守宅の管理もされた件があった。
- 裁判所としては、後見制度支援信託の利用を勧めているが、利用を拡大する方策について、ご意見を伺いたい。
- 地元の銀行に皆さん預けていて、移すのもどうかと言う人が多い。資金を大都市に流さないためにも、地元の銀行が参加してくれたらいいと思う。
- 裁判所が後見制度支援信託の利用を勧める場合、どこの金融機関を利用するかまで裁判所が指定するのか。専門職後見人などが決めるのか。
- 実際には、親族後見人と専門職後見人とで決めていただいて、最終的には裁判所が指定することになる。
- 専門職後見人らが決めたときに、裁判所がその金融機関ではだめということがあるのか。
- そのために専門職後見人を付けているもので、原則として、ない。

先ほどメリットがないという話があったが、手間と費用が掛かる。専門職後見人を付けるので、その報酬も必要になる。そうまでしてなぜや

るのかという意見は、根強くあるように思われる。

○ 多額のお金を持っている人が、自分で管理できない場合、出金に裁判所の指示書があるような後見制度支援信託を利用すれば、大規模な横領はなくなり、本人の利益になると思う。メリットというときに、誰のメリットを考えるのか、本人のメリットを考えるならば、有用な制度だと思う。

□ おっしゃるとおり、本人のメリットが最大に考慮されるべきである。実際には、後見人自身の便宜が先に立ってしまうことが多く、また、特に後見が長期になっていて、これまで財産管理に特段問題がなかった場合には、問題があるといけないのでということで信託を利用するようお願いしても、「私を疑うのか。」という反応となり、なかなか理解を得られない。

不正事例はこれだけ件数も金額も多く、後見制度支援信託の利用を考えている方の財産はそれなりの規模のもので、なくなったときはかなりの金額になりうるので、制度をきちんと作り上げ、裁判所としてもこちらにシフトしていくよう力を傾けていき、今後も、利用が増えたという報告ができるよう努めていく。後見人の不正行為の防止は、裁判所全体で取り組んでいる課題の一つである。

本日いただいたご意見を、今後の裁判所の運営に反映させていきたいと思う。

4 次回のテーマ

「少年審判について」とする。

5 次回期日

平成29年2月17日（金）午後2時から4時まで

以上